

KPMG Insight

KPMG Newsletter

September 2014

会計基準情報 (2014. 6-7)



cutting through complexity

Volume 8

会計基準情報 (2014. 6-7)

有限責任 あずさ監査法人

本稿は、あずさ監査法人のウェブサイト上に掲載している会計基準 Digest のうち、2014年6月分と、2014年7月分の記事を再掲載したものである。会計基準 Digest は、日本基準、修正国際基準、IFRS、米国基準の主な最新動向を簡潔に紹介するニュースレターである。会計基準 Digest の本文については、あずさ監査法人ウェブサイトの会計基準 Digest 2014/06、会計基準 Digest 2014/07 を参照のこと。

I 日本基準

法令等の改正

1.会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の公布（平成26年6月27日 法務省（法律第90号及び法律第91号））

改正会社法は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化、並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設、株主による組織再編の差止請求制度の拡充等の措置を講じようとするものである。

改正会社法は、公布の日（平成26年6月27日）から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行される。

あずさ監査法人の関連資料

- 会計・監査ニュースフラッシュ 2014/6/23
- KPMG Insight Vol.7/July2014

2.「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表（平成26年6月25日 金融庁）
本改正府令案等の主な提案は以下のとおりである。

- 新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数短縮
新規上場時の企業負担の軽減を図るため、有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数を5事業年度分から2事業年

度分に短縮する。

- 非上場のIFRS適用会社が初めて提出する有価証券届出書に掲げる連結財務諸表の年数
非上場会社が初めて提出する有価証券届出書にIFRSに準拠して作成した連結財務諸表を掲げる場合には、最近連結会計年度分のみの記載で足りることとする。
- IFRS等に準拠して作成した連結財務諸表の監査における、比較情報に係る意見表明の方法の設定
有価証券の発行者が初めて提出する有価証券届出書等に含まれる指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表または米国式連結財務諸表の監査を実施した監査法人等が作成する監査報告書に、比較情報に関する事項を記載する場合の記載事項を設定する。
コメントの締切りは平成26年7月25日である。改正後の規定は、平成26年8月下旬以降に公布・施行される予定である。

あずさ監査法人の関連資料

- 会計監査ニュースフラッシュ 2014/6/30

3.「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」等の改正案の公表（平成26年6月30日 金融庁）

本改正案は、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の提言及び同ワーキング・グループの議論を踏まえ、以下の提案を行っている。

- ①届出前勧誘に該当しない行為の明確化
有価証券の募集・売出しに係る届出の前においては「勧誘」は禁止されているところ、同ワーキングにおける議論に従い「勧誘」に該当しない行為を明確化する。
- ②「特に周知性の高い企業」による届出の効力発生までの待機期間の撤廃

「特に周知性の高い企業」による有価証券の募集・売出しに係る届出の効力発生までの待機期間を撤廃することとし、同ワーキングにおける議論に従い「特に周知性の高い企業」に該当する者の要件を定める。

コメントの締切りは平成26年7月30日である。改正後の規定は、平成26年8月下旬以降に公表される予定である。

会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ））

【最終基準】

1. 実務対応報告第31号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」の公表（平成26年6月30日 ASBJ）
本実務対応報告により、同スキームにおける借手の会計処理及び開示が明確化されるとともに、変動リース料の会計処理及び変動型又はハイブリッド型のオペレーティング・リース取引に係る注記については、特有の取扱いが定められた。

本実務対応報告は、公表日以後適用される。

あづさ監査法人の関連資料

- 会計・監査ニュースフラッシュ 2014/7/2
- 日本基準オンライン解説（新基準） 2014/7/30

【公開草案】

該当なし。

日本基準についての詳細な情報、過去情報は、
■ あづさ監査法人のウェブサイト（日本基準）へ

II 修正国際基準

会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ））

【最終基準】

該当なし。

【公開草案】

1. 「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」の公表
ASBJは2014年7月31日、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下「修正国際基準」という）に関する公開草案を公表した。英文名称は、「Japan's Modified International Standards (JMIS) : Accounting Standards Comprising IFRSs

and the ASBJ Modifications」とすることが提案されている。

修正国際基準は、以下から構成される。

- 修正国際基準の適用
- ASBJ が採択した IASB により公表された会計基準及び解釈指針
- 企業会計基準委員会による修正会計基準：以下の 2 つの公開草案が公表された。
 - 企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第 1 号「のれんの会計処理（案）」：
IFRS 上、償却が認められていないのれんについて、償却を求めることが提案されている。
 - 企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第 2 号「その他の包括利益の会計処理（案）」：
その他の包括利益に認識された項目のうち、リサイクリング処理が認められていない項目について、一部を除きリサイクリング処理を求めることが提案されている。

本公開草案に対するコメントの期限は2014年10月31日である。

本誌会計トピック③「修正国際基準に関する公開草案」参照。

あづさ監査法人の関連資料

- 修正国際基準ニュースフラッシュ（日本語） 2014/8/5
- 修正国際基準オンライン解説（公開草案・討議資料）

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は、

- あづさ監査法人のウェブサイト（修正国際基準）へ

III IFRS

会計基準等の公表（IASB、IFRS解釈指針委員会）

【最終基準】

1. 「農業：果実生成型植物（IAS 第 16 号及びIAS 第 41 号の改訂）」の公表（2014年6月30日 IASB）
本改訂は、果実生成型植物（その生産物を除く）を定義したうえで、これをIAS第41号「農業」の範囲に含めずに、IAS第16号「有形固定資産」を適用することを要求している。
本改訂の概要は以下のとおりである。

- 植物は、次のすべての要件を満たす場合、果実生成型植物として取り扱う。
 - 農産物の生産または供給に使用される。
 - 1会計期間を超えて生産物を生成することが予想される。

- それ自体、農産物として販売される可能性がほとんどない（ただし、廃材として売却されるケースを除く）。
- 果実生成型植物（その生産物を除く）は、IAS第16号に従って会計処理することが求められる。
- 果実生成型植物の生産物は、IAS第41号に従って会計処理することが求められる。

本改訂は、2016年1月1日以降に開始する会計年度から強制適用される。早期適用も認められる。

あずさ監査法人の関連資料

- IFRS ニュースフラッシュ（日本語）2014/7/2
- IFRS IN THE HEADLINES 第2014/12号（英語）2014/7/2

2. IFRS第9号「金融商品」の公表（2014年7月24日 IASB）

IASBは最終のIFRS第9号「金融商品」を公表した。本基準書は、現行のIFRS第9号「金融商品」（2009年、2010年及び2013年にそれぞれ公表済）における金融商品の分類及び測定に関する規定の一部を改訂し、また、金融資産の減損に関する新たな規定を導入している。最終版IFRS第9号の概要は以下のとおりである。

● 分類及び測定

- 金融資産は、原則として、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（FVOCI）区分、または当期純利益を通じて公正価値で測定する（FVTPL）区分のいずれかに分類される。
- 金融資産の分類は、キャッシュ・フロー要件と事業モデル要件に基づいて行われる。
- 金融負債は原則として償却原価区分に分類される。FVTPL区分に指定した金融負債について、発行者自身の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は、その他の包括利益に認識される。

● 減損に関する新たな規定

- IAS第39号における発生損失モデルにかえて、予想信用損失モデルが採用された。
- 予想信用損失モデルにおいては、金融資産の信用の質の変化に応じて、異なる測定方法に基づいて予想信用損失に係る引当金が測定される。

最終版のIFRS第9号は、2018年1月1日以降に開始する会計年度から適用される。早期適用も認められる。改訂前のIFRS第9号（2009年、2010年及び2013年にそれぞれ公表済）の早期適用は、改訂前の基準書の適用開始日が2015年2月1日より前である場合に限り認められ、2015年2月1日以降は、最終版のIFRS第9号のみが早期適用可能となる。

あずさ監査法人の関連資料

- IFRS ニュースフラッシュ（日本語）2014/7/31
- IFRS IN THE HEADLINES 第2014/13号（英語）2014/7/24
- IFRS オンライン解説（最終基準）2014/8/12

【公開草案】

1. 公開草案「投資企業：連結の例外規定の適用（IFRS第10号及びIAS28号の改訂案）」の公表（2014年6月11日 IASB）

本公開草案は、以下の3つの論点に関する提案を行っている。

- 投資企業である親会社の投資企業ではない子会社が、他の会社の親会社でもある場合の連結財務諸表の作成に関する免除規定の適用
- 親会社の投資活動に関するサービスを提供する子会社の取扱い
- 投資企業ではない投資者による投資企業である投資先に対する持分法の適用

コメントの締切りは2014年9月15日である。

あずさ監査法人の関連資料

- IFRS ニュースフラッシュ（日本語）2014/6/13
- IFRS IN THE HEADLINES 第2014/11号（英語）2014/6/18

IFRSについての詳細な情報、過去情報は、

- あずさ監査法人のウェブサイト（IFRS）へ

N 米国基準

会計基準等の公表（FASB）

【最終基準（会計基準更新書（Accounting Standards Updates:ASU））】

- (1) ASU第2014-10号「開発段階にある企業（Topic 915）：特定の財務報告に関する規定の削除（Topic 810「連結」の変動持分事業体に関する指針の改訂を含む）」の公表（2014年6月10日 FASB）

ASU第2014-10号は、FASBによる会計基準のコード化体系（FASB-ASC）からTopic 915「開発段階にある企業」を削除することにより、開発段階にある企業に関するすべての追加的な財務報告に関する規定を削除している。また、このASUは、開発段階にある企業の連結に関する例外規定を削除している。

Topic 915の削除は、公開企業については、2014年12月16日以降開始する会計年度及び期中報告期間から適用される。

連結に関する規定の改訂は、2015年12月16日以降開始する会計年度及び2017年12月16日以降開始する会計年度の期中報告期間から強制適用される。早期適用は、財務諸表が過去に公表されていないか、または公表可能な状態となっていなかった会計年度及び期中報告期間について認められる。

あずさ監査法人の関連資料

■ Defining Issues 14-30 (英語) 2014/6/30

(2) ASU第2014-11号「譲渡及びサービス業務 (Topic 860) : 満期レポ取引、買戻しのための資金調達取引及び開示」の公表 (2014年6月12日 FASB)

ASU第2014-11号により、満期レポ取引及び買戻しのための資金調達取引の一部として実行されたレポ取引の会計処理と、他の一般的なレポ取引の会計処理とが整合することとなり、担保付借入取引として会計処理されることになる。このASUはまた、買戻契約及びその他の類似する取引について追加的な開示を要求している。

公開企業に対しては、この会計処理の変更及び一部の開示規定は、2014年12月16日以降開始する会計年度またはその会計年度の期中報告期間から強制適用される。一部の開示規定は、2014年12月16日以降開始する会計年度及び2015年3月16日以降開始する会計年度の期中報告期間から強制適用される。早期適用は禁止される。

あずさ監査法人の関連資料

■ Defining Issues 14-31 (日本語) 2014/8/7

(3) ASU第2014-12号「報酬の条件として勤務条件期間後に達成される可能性がある業績目標を定めた株式に基づく報酬の会計処理」の公表 (2014年6月19日 FASB)

ASU第2014-12号は報告企業に対し、権利確定に影響を与える業績目標及び勤務条件期間後に達成される可能性がある業績目標を、業績条件として扱うことを要求している。

ASU第2014-12号は、2015年12月16日以降開始する会計年度及びその会計年度の期中報告期間から強制適用される。早期適用も認められる。

あずさ監査法人の関連資料

■ Defining Issues 14-15 (日本語) 2014/8/7

【公開草案 (会計基準更新書案 (ASU案))】

1. 2つのASU案「棚卸資産の測定の簡素化」及び「異常損益項目の概念の削除による損益計算書の表示の簡素化」の公表 (2014年7月15日) FASB

FASBは、U.S. GAAPにおける「簡素化の取組み (Simplification Initiative)」の一環として、以下の2つのASU案を公表した。

● 棚卸資産の測定に関する ASU 案:

棚卸資産を評価する際の低価法の適用に際し、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方で測定することを企業に要求することを提案している。これにより、現行のU.S. GAAPにおける、再調達原価及び正味実現可能価額からおおよその正常利益を差し引いた額を考慮する必要がなくなることになる。

● 損益計算書の表示に関する ASU 案:

U.S. GAAPから、異常損益項目の概念を削除することを提案している。これにより、特定の事象や取引について、異常損益に該当するか否かの評価を実施する必要がなくなることになる。

「簡素化の取組み」は、財務諸表利用者に提供する情報の有用性を維持または改善すると同時に、U.S. GAAPにおいて、コストや複雑性が軽減可能な分野を特定、評価し、改善することを目的としている。

コメントの締切りは、いずれのASU案も2014年9月30日である。

あずさ監査法人の関連資料

■ Defining Issues 14-32 (英語) 2014/7/18

米国基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ あずさ監査法人のウェブサイト (米国基準) へ

あずさ監査法人では、従来、IFRS DigestとしてIFRSに関連する情報を紹介していましたが、今回から会計基準情報に名称を変更し、内容もリニューアルいたしました。会計基準情報では、日本基準、修正国際基準、IFRSおよび米国基準のすべてをカバーした最新動向を、簡潔に紹介いたします。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
TEL: 03-3548-5112 (代表電話)
azsa-accounting@jp.kpmg.com
担当: 高田朗、島田謠子

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.